

## 計画のポイント

明石市は輸送用機器、生産用機器、金属製品の分野を中心に製造業において高度な技術力を持った企業が集積している。この背景を踏まえ、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性の向上や質の高い雇用の創出を目指す。さらに、域外との取引で獲得した需要を域内の他の産業へも波及させることで、地域経済のさらなる成長と発展を目指す。

また、事業の実施に際して、工場立地法における緑地面積率及び環境施設面積率について、国の準則に代えて適用すべき地域準則の適用を受ける場合は、明石市が策定した「明石市工場緑化等に関するガイドライン」を理解し、地域の生活環境との調和や地球温暖化対策等への促進に積極的な協力を求めることとします。

## 促進区域

兵庫県明石市

## 経済的効果の目標

1件あたり5,284万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を4件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.27倍の波及効果を与え、促進区域全体で2億6,843千万円(5,284万円×4件×1.27)の付加価値を創出することを目指す。

## 地域経済牽引計画の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること】

- ・市内の製造業の集積を活用した成長ものづくり分野

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：5,284万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- ・売上1%以上増加
- ・雇用者数2%以上増加

## 制度・事業環境の整備

- ・国や県の支援策を活用した企業支援
- ・重点促進区域における緑地面積率及び環境施設面積率の更なる緩和
- ・中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画策定企業への支援
- ・相談窓口の設置 など

## 地域経済牽引支援機関

- ・明石商工会議所
- ・（一財）明石市産業振興財団
- ・（公財）ひょうご産業活性化センター
- ・県立工業技術センター
- ・市内金融機関

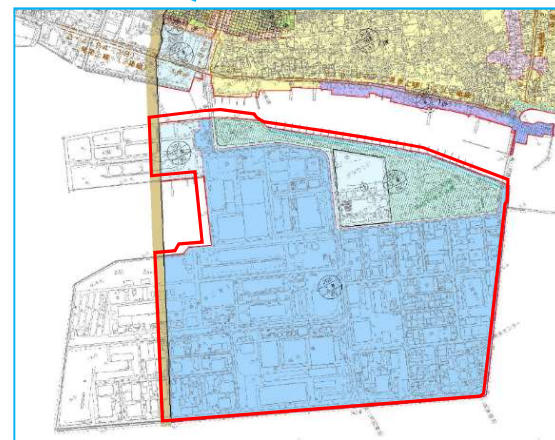
## 計画期間

計画同意の日から2029年度（令和11年度）末まで

《促進区域図》



《重点促進区域図》  
二見臨海工業団地  
(南二見人工島)



【参考】準則条例の概要

区 域		現行の条例	新たに制定する準則条例
二見臨海工業団地 (南二見人工島)	工業地域 工業専用地域	緑地：5%以上 環境：10%以上	緑地：1%以上 環境：1%以上